

デイサービスセンター恵翔苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿宝会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター恵翔苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護サービスの事業、通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態、要支援認定者もしくは総合事業対象者にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援認定者もしくは事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動・レクリエーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター恵翔苑
- (2) 所在地 湖西市新居町中之郷 3636 番地 21

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ生活援助及び関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (4) 介護職員 4名以上
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員(看護職員が兼務) 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日及び1月2日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間
指定通所介護 午前9時20分から午後4時30分までとする。
通所介護相当サービス 午前10時00分から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は30人とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。

- (1) 通所介護計画の立案
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴(一般浴・機械浴)
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 介護及び日常生活上の支援

通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、湖西市が示す報酬の告示上の額とし、当該湖西市総合事業通所型サービス(通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とする。

- (1) 通所介護相当サービス利用に係る個別計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 入浴
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(7) 介護及び日常生活上の支援

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km以内は1回につき100円、10kmを越える場合1kmごとに100円増しとする。
- 3 食費は、730円(食事代610円、おやつ代120円)を徴収する。
- 4 おむつ代は、紙オムツ1枚100円、紙パンツ1枚100円、紙パッド1枚50円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
湖西市内

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出ること。
 - (2) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること。
 - (3) 喫煙は定められた場所ですること。
 - (4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があるため注意すること。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所において虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において生活相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 随時

2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、生活相談員等であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、生活相談員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。(虐待防止の追加等)

附則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。(全文改定)